



公告

行政書士法（昭和26年法律第4号）第14条の規定により、次のとおり行政書士に対する処分を行いました。

令和3年11月11日

長野県知事 阿部 守一

1 被処分者

(1) 氏名

小林 まゆり

(2) 行政書士名簿に登録されている事務所の所在地

諏訪郡原村2307番地5

(3) 登録番号

第92151507号

2 処分年月日

令和3年11月4日

3 処分内容

戒告

市町村課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和3年11月11日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

アクロスプラザ小諸御影

小諸市御影新田2597-1外

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

リコーリース株式会社

東京都千代田区紀尾井町4番1号

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
株式会社アルペン	水野 敦之	愛知県名古屋市中区丸の内二丁目9番40号
株式会社ユニクロ	柳井 正	山口県山口市佐山717番地1
株式会社和田正通信サービス	出澤 和夫	長野市稲葉中千田2142番地

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
株式会社アルペン	水野 敦之	愛知県名古屋市中区丸の内二丁目9番40号
株式会社ユニクロ	柳井 正	山口県山口市佐山10717番地1
株式会社和田正通信サービス	出澤 和夫	長野市稲葉中千田2142番地

4 変更した年月日

令和2年7月17日

- 5 届出年月日
令和3年10月27日
- 6 届出書の縦覧の場所
長野県産業労働部産業政策課又は佐久地域振興局商工観光課
- 7 縦覧の期間
令和3年11月11日から令和4年3月11日まで
- 8 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。
- 9 意見書の提出先
長野県産業労働部産業政策課又は佐久地域振興局商工観光課

産業政策課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和3年11月11日

長野県知事 阿部 守一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
アクロスプラザ佐久
佐久市岩村田字西長塚1735-1外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
三菱HCキャピタル株式会社
東京都千代田区丸の内一丁目5番1号
- 3 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更
(変更前)

名称	代表者氏名	住所
三菱UFJリース株式会社	柳井 隆博	東京都千代田区丸の内一丁目5番1号

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
三菱HCキャピタル株式会社	柳井 隆博	東京都千代田区丸の内一丁目5番1号

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更
(変更前)

名称	代表者氏名	住所
株式会社ジーユー	柚木 治	山口県山口市佐山717番地1
日本トイザラス株式会社	ディーター・ハーベル	神奈川県川崎市幸区大宮1310番地 ミューザ川崎セントラルタワー 25F・26F
有限会社F&S	永田 滋弘	諏訪市高島1丁目27番4号

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
株式会社ジーユー	柚木 治	山口県山口市佐山10717番地1
日本トイザラス株式会社	アンドレ・アーチャー・ジェイブス	川崎市幸区大宮町1310番地
有限会社F&S	永田 滋弘	諏訪市高島一丁目27番4号

- 4 変更した年月日
令和3年4月1日ほか
- 5 届出年月日
令和3年10月27日
- 6 届出書の縦覧の場所
長野県産業労働部産業政策課又は佐久地域振興局商工観光課
- 7 縦覧の期間
令和3年11月11日から令和4年3月11日まで
- 8 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。
- 9 意見書の提出先
長野県産業労働部産業政策課又は佐久地域振興局商工観光課

産業政策課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和3年11月11日

長野県知事 阿部 守一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
西友大町店
大町市大字大町4620番地1ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
有限会社イリハチ
大町市大字大町4237番地
- 3 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更
(変更前)

名称	代表者氏名	住所
合同会社西友	リオネル・アルベール・ジェイ・デスクリー・ドゥ・マレドスー	東京都北区赤羽二丁目1番1号
欄 幸夫	—	大町市大字大町3331番地
有限会社カネリキ	山口 茂	大町市大字大町2261番地1
築地 広彰	—	大町市大字大町4092番地
株式会社ブーランジュリー横浜	久松 貴弘	長野市青木島綱島505番地

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
合同会社西友	大久保 恒夫	東京都北区赤羽二丁目1番1号
—	—	—
有限会社カネリキ	山口 茂	大町市大字大町2261番地1
築地 広彰	—	大町市大字大町4092番地
—	—	—

- 4 変更した年月日
令和3年3月1日ほか

- 5 届出年月日
令和3年10月21日
- 6 届出書の縦覧の場所
長野県産業労働部産業政策課又は北アルプス地域振興局商工観光課
- 7 縦覧の期間
令和3年11月11日から令和4年3月11日まで
- 8 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。
- 9 意見書の提出先
長野県産業労働部産業政策課又は北アルプス地域振興局商工観光課

産業政策課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和3年11月11日

長野県知事 阿部 守一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
西友松川店
北安曇郡松川村字東川原5723-11 ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
合同会社西友
東京都北区赤羽二丁目1番1号
- 3 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更
(変更前)

名称	代表者氏名	住所
合同会社西友	リオネル・アルベール・ジェイ・デスクリー・ドゥ・マレドスー	東京都北区赤羽二丁目1番1号

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
合同会社西友	大久保 恒夫	東京都北区赤羽二丁目1番1号

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更
(変更前)

名称	代表者氏名	住所
合同会社西友	リオネル・アルベール・ジェイ・デスクリー・ドゥ・マレドスー	東京都北区赤羽二丁目1番1号
有限会社内川薬局	内川 輝雄	北安曇郡松川村7019番地265

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
合同会社西友	大久保 恒夫	東京都北区赤羽二丁目1番1号
—	—	—

- 4 変更した年月日
令和3年3月1日ほか

- 5 届出年月日
令和3年10月21日
- 6 届出書の縦覧の場所
長野県産業労働部産業政策課又は北アルプス地域振興局商工観光課
- 7 縦覧の期間
令和3年11月11日から令和4年3月11日まで
- 8 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。
- 9 意見書の提出先
長野県産業労働部産業政策課又は北アルプス地域振興局商工観光課

産業政策課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和3年11月11日

長野県知事 阿部 守一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
中御所3丁目複合店舗
長野市中御所三丁目14番1外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
株式会社クスリのアオキ
石川県白山市松本町2512番地
大和ハウスリアルティマネジメント株式会社
東京都千代田区飯田橋二丁目18番2号

3 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更
(変更前)

名称	代表者氏名	住所
株式会社クスリのアオキ	青木 宏憲	石川県白山市松本町2512番地
大和情報サービス株式会社	藤田 勝幸	東京都千代田区飯田橋二丁目18番2号

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
株式会社クスリのアオキ	青木 宏憲	石川県白山市松本町2512番地
大和ハウスリアルティマネジメント株式会社	伊藤 光博	東京都千代田区飯田橋二丁目18番2号

- 4 変更した年月日
令和3年4月1日ほか
- 5 届出年月日
令和3年10月27日
- 6 届出書の縦覧の場所
長野県産業労働部産業政策課又は長野地域振興局商工観光課
- 7 縦覧の期間
令和3年11月11日から令和4年3月11日まで
- 8 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業政策課又は長野地域振興局商工観光課

産業政策課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和3年11月11日

長野県知事 阿部守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ラ・ムー稲葉店

長野市大字稲葉字八幡田沖2445-6外

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

大和ハウスリアルティマネジメント株式会社

東京都千代田区飯田橋二丁目18番2号

3 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更
(変更前)

名称	代表者氏名	住所
大和情報サービス株式会社	藤田 勝幸	東京都千代田区飯田橋二丁目18番2号

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
大和ハウスリアルティマネジメント株式会社	伊藤 光博	東京都千代田区飯田橋二丁目18番2号

4 変更した年月日

令和3年4月1日ほか

5 届出年月日

令和3年10月27日

6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業政策課又は長野地域振興局商工観光課

7 縦覧の期間

令和3年11月11日から令和4年3月11日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業政策課又は長野地域振興局商工観光課

産業政策課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和3年11月11日

長野県知事 阿部守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

デリシア須坂西店

須坂市墨坂4-1-3ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

第一リース株式会社

東京都港区虎ノ門一丁目2番6号

株式会社デリシア

松本市大字今井7155番地28

3 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更
(変更前)

名称	代表者氏名	住所
第一リース株式会社	長津 克司	東京都港区虎ノ門一丁目2番6号
株式会社デリシア	萩原 清	松本市大字今井7155番地28

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
第一リース株式会社	吉田 勝彦	東京都港区虎ノ門一丁目2番6号
株式会社デリシア	萩原 清	松本市大字今井7155番地28

4 変更した年月日

令和3年4月1日

5 届出年月日

令和3年10月27日

6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業政策課又は長野地域振興局商工観光課

7 縦覧の期間

令和3年11月11日から令和4年3月11日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業政策課又は長野地域振興局商工観光課

産業政策課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和3年11月11日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

アクロスプラザ長野北

長野市檀田2-670外

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

三菱HCキャピタル株式会社

東京都千代田区丸の内一丁目5番1号

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更
(変更前)

名称	代表者氏名	住所
三菱UFJリース株式会社	柳井 隆博	東京都千代田区丸の内一丁目5番1号

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
三菱HCキャピタル株式会社	柳井 隆博	東京都千代田区丸の内一丁目5番1号

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更
(変更前)

名称	代表者氏名	住所
株式会社チヨダ	杉山 忠雄	東京都杉並区荻窪四丁目30番16号
株式会社ハードオフコーポレーション	山本 太郎	新潟県新発田市新栄町三丁目1番13号
株式会社ファーストリテイリング	柳井 正	山口県山口市佐山717番地1

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
株式会社チヨダ	町野 雅俊	東京都杉並区荻窪四丁目30番16号
株式会社ハードオフコーポレーション	山本 太郎	新潟県新発田市新栄町三丁目1番13号
株式会社ファーストリテイリング	柳井 正	山口県山口市佐山10717番地1

4 変更した年月日

令和3年4月1日ほか

5 届出年月日

令和3年10月27日

6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業政策課又は長野地域振興局商工観光課

7 縦覧の期間

令和3年11月11日から令和4年3月11日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業政策課又は長野地域振興局商工観光課

産業政策課

公告

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第13条第1項の規定による、家畜伝染病発生の届出が次のとおりありました。

令和3年11月11日

長野県知事 阿部 守一

発生した家畜伝染病の種類	家畜の種類	発生年月日	患畜・疑似患畜の区分	発生頭数	発生の場所又は区域
ヨーネ病	牛	令和3年11月4日	患畜	1	南佐久郡南牧村

園芸畜産課家畜防疫対策室

公告

令和3年11月2日、高瀬川右岸土地改良区の管理規程を認可しました。

令和3年11月11日

長野県北アルプス地域振興局長 滝 沢 弘

概要

横溝頭首工管理規程

- 第1章 総則
- 第2章 取水、放流及びゲートの操作に関する事項
- 第3章 点検及び整備に関する事項
- 第4章 緊急事態における措置に関する事項
- 第5章 雑則

砥沢頭首工管理規程

- 第1章 総則
- 第2章 取水、放流及びゲートの操作に関する事項
- 第3章 点検及び整備に関する事項
- 第4章 緊急事態における措置に関する事項
- 第5章 雑則

石の坪頭首工管理規程

- 第1章 総則
- 第2章 取水、放流及びゲートの操作に関する事項
- 第3章 点検及び整備に関する事項
- 第4章 緊急事態における措置に関する事項
- 第5章 雑則

下堰頭首工管理規程

- 第1章 総則
- 第2章 取水、放流及びゲートの操作に関する事項
- 第3章 点検及び整備に関する事項
- 第4章 緊急事態における措置に関する事項
- 第5章 雑則

農地整備課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

令和3年11月11日

長野県佐久建設事務所長 中 田 英 郎

1 (1) 許可番号

令和3年1月14日 長野県佐久建設事務所指令2佐建第65-13号

(2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

佐久市岩村田字宮ノ前1993、1998、1999、2000、2002の内、2003-6、2003-7、2003-8、2004-1、2005-1の内、2006の内、4753、字一本柳2019（第1工区）

(3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名

長野県佐久市岩村田北1-23-2
有限会社平和住宅 代表取締役 永 井 拓 也

2 (1) 許可番号

令和2年5月27日 長野県佐久建設事務所指令元佐建第64-16号

(2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

北佐久郡軽井沢町大字発地字中山1249-16、1271

(3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県入間市牛沢町1-6
大畑工務店株式会社 代表取締役 大 畑 武

都市・まちづくり課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。
令和3年11月11日

長野県長野建設事務所長 吉川達也

1 (1) 許可番号

令和3年8月19日 長野県長野建設事務所指令3長建第92-5号

(2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

須坂市大字日滝字宮原890-1、892-1、892-6

(3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名

須坂市大字日滝429-9

中村純一

2 (1) 許可番号

令和3年9月21日 長野県長野建設事務所指令3長建第93-8号

(2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

須坂市大字小島字本田535-5、535-6

(3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名

須坂市大字高梨262-2 サンビレッジ梨ノ木C-202

太田真資

都市・まちづくり課

公告

令和4年度において長野県公安委員会が委託する運転免許証の更新時講習業務の一般競争入札に参加する者の事前研修を次のとおり行います。

令和3年11月11日

長野県公安委員会委員長 柳平千代一

1 日時

令和3年12月3日(金) 午前10時00分

2 場所

長野市川中島町原704番地2

長野県警察本部交通部運転免許本部東北信運転免許課北信運転免許センター（以下「北信運転免許センター」といいます。）

本館3階第2安全教室

3 対象者

運転免許証の更新時講習業務の一般競争入札に参加しようとする者で、次のいずれかに該当するもの

(1) 法人の代表者又はその代理人

(2) 運転免許証の更新時講習業務の業務指導をすべき立場にある者

4 申込方法

(1) 申込書の用紙

北信運転免許センターで配付する「運転免許証の更新時講習業務事前研修申込書」を使用してください。

(2) 申込書の提出期限

令和3年11月11日(木)から令和3年12月2日(木)まで(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)とします。

(3) 申込書の提出先

東北信運転免許課高齢運転者対策室(講習担当)

5 研修の内容

入札の参加資格及び入札参加資格申請に関する事項

6 その他

事前研修について不明な点は、東北信運転免許課(電話 026-292-2345 内線244)にお問い合わせください。

東北信運転免許課

公告

令和4年度において長野県公安委員会が委託する高齢者講習等業務の一般競争入札に参加する者の事前研修を次のとおり行います。

令和3年11月11日

長野県公安委員会委員長 柳 平 千代一

1 日時

令和3年12月3日(金) 午後2時00分

2 場所

長野市川中島町原704番地2

長野県警察本部交通部運転免許本部東北信運転免許課北信運転免許センター(以下「北信運転免許センター」といいます。)
本館3階第2安全教室

3 対象者

高齢者講習等業務の一般競争入札に参加しようとする者で、次のいずれかに該当するものであることとします。

- (1) 法人の代表者又はその代理人
- (2) 高齢者講習等業務の業務指導をすべき立場にある者

4 申込方法

(1) 申込書の用紙

北信運転免許センターで配付する「高齢者講習等業務事前研修申込書」を使用してください。

(2) 申込書の提出期限

令和3年11月11日(木)から令和3年12月2日(木)まで(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除きます。)とします。

(3) 申込書の提出先

東北信運転免許課高齢運転者対策室(講習担当)

5 研修の内容

入札の参加資格及び入札参加資格申請に関する事項

6 その他

事前研修について不明な点は、東北信運転免許課(電話 026-292-2345 内線244)にお問い合わせください。

東北信運転免許課

公告

令和4年度において長野県公安委員会が委託する運転免許関係事務の一般競争入札に参加する者の事前研修を次のとおり行います。

令和3年11月11日

長野県公安委員会委員長 柳 平 千代一

1 日時

令和3年12月3日(金) 午後3時00分

2 場所

長野市川中島町原704番地2

長野県警察本部交通部運転免許本部東北信運転免許課北信運転免許センター(以下「北信運転免許センター」といいます。)
本館3階第2安全教室

3 対象者

運転免許関係事務の一般競争入札に参加しようとする者で、次のいずれかに該当するもの

- (1) 法人の代表者又はその代理人
- (2) 運転免許関係事務の業務指導をすべき立場にある者

4 申込方法

(1) 申込書の用紙

北信運転免許センターで配布する「運転免許関係事務事前研修申込書」を使用してください。

(2) 申込書の提出期間

令和3年11月11日(木)から令和3年12月2日(木)(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除きます。)までとします。

(3) 申込書の提出先

東北信運転免許課企画指導係

5 研修の内容

入札の参加資格及び入札参加資格申請に関する事項

6 その他

事前説明について不明な点は、東北信運転免許課企画指導係(電話 026-292-2345 内線281)にお問い合わせください。

東北信運転免許課

公告

令和4年度において長野県公安委員会が委託する運転免許証更新通知等送付業務の一般競争入札に参加する者の事前研修を次のとおり行います。

令和3年11月11日

長野県公安委員会委員長 柳 平 千代一

1 日時

令和3年12月3日(金)午後4時00分

2 場所

長野市川中島町原704番地2

長野県警察本部交通部運転免許本部東北信運転免許課北信運転免許センター(以下「北信運転免許センター」といいます。)

本館3階第2安全教室

3 対象者

運転免許証更新通知等送付業務の一般競争入札に参加しようとする者で、次のいずれかに該当するもの

(1) 法人の代表者又はその代理人

(2) 運転免許証更新通知等送付業務の業務指導をすべき立場にある者

4 申込方法

(1) 申込書の用紙

北信運転免許センターで配布する「運転免許証更新通知等送付業務事前研修申込書」を使用してください。

(2) 申込書の提出期間

令和3年11月11日(木)から令和3年12月2日(木)(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除きます。)までとします。

(3) 申込書の提出先

東北信運転免許課企画指導係

5 研修の内容

入札の参加資格及び入札参加資格申請に関する事項

6 その他

事前研修について不明な点は、東北信運転免許課企画指導係(電話 026-292-2345 内線281)にお問い合わせください。

東北信運転免許課